

狭山市 白地地域の建築形態規制図



A地区		A
建ぺい率		50
容積率		100
前面道路に係る容積率の制限		0.4
道路斜線		1.25
隣地斜線		高さ20m、斜線係数1.25
日影規制	対象建築物	建築物の高さ10mを超える
	平均地盤面からの高さ	4m
	敷地境界線からの水平距離が5mを超え10m以内の範囲における日影時間	4時間
	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間	2.5時間

B地区		B
建ぺい率		60
容積率		200
前面道路に係る容積率の制限		0.4
道路斜線		1.25
隣地斜線		高さ20m、斜線係数1.25
日影規制	対象建築物	建築物の高さ10mを超える
	平均地盤面からの高さ	4m
	敷地境界線からの水平距離が5mを超え10m以内の範囲における日影時間	5時間
	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間	3時間

